

防災

平成29年度の実施日は8月27日㈰

問い合わせ 防災課 西原 ☎ (23) 0056

問い合わせ 防災課 西原 ☎ (23) 0056

表1：公費負担制度の内容と本市の実施状況
(平成29年3月31日時点)

公費負担制度の内容	実施状況
投票記載所の氏名などの掲示、通常はがきの交付、個人演説会の公営施設使用	既に実施済み
ポスター掲示場の設置、選挙公報の発行	未実施
①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成（市長選挙のみ）、③ポスターの作成	

○は公職選挙法の規定に基づき公営で行われるもの
★は都道府県または市町村の条例により公営で行うことができるもの

本市の制度の特徴

公職選挙法では、それぞれの選挙運動費用について公費負担の限度額を定めていますが、表2のとおり本市では、①選挙運動用自動車の燃料代、②ポスター作成費の二つの費用に関して法定限度額よりも低い限度額を設定しています。

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の政治への関心の高まりが期待される中、立候補しようとする人の負担を減らし、最も身近な地方政治に参加しやすい環境を整えるため、今年の10月に行われる市長選挙と市議会議員選挙から導入することになりました。

表2：牧之原市の公費負担制度の限度額

公費負担制度の内容	限度額（単価）
一般運送契約（ハイヤー契約）選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日において1台に限る）	各日について 64,500円
その他の契約▶自動車借入契約（レンタカー契約）選挙運動用の自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日において1台に限る）	各日について 15,800円
▶燃料供給の契約選挙運動用自動車に供給された燃料の代金選挙運動日数 × 5,140円（◎）	選挙運動日数 × 5,140円（◎）
▶運転手雇用の契約選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日において1人に限る）	各日について 12,500円
選挙運動用ビラの作成（市長選挙のみ）：作成限度枚数16,000枚	1枚当たり 7.51円
ポスターの作成：作成限度枚数148枚	1枚当たり 1,520円（◎）

（◎）選挙運動用自動車の燃料代の法定限度額は「7,560円」、ポスター作成費の法定限度額（法定の計算式により算出した金額）は「2,624円」、となっています。

*市が負担する公費は、候補者に直接支払われるのではなく、候補者と有償契約を締結した業者へ支払われることになります。

選挙

10月の市長選挙および市議会議員選挙から実施されます
選挙運動費用の公費負担制度について

選挙運動費用の公費負担制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるようになります。そのため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

制度導入の背景

本市においては、表1のとおり3月31日時点において、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成（市長選挙のみ）、③ポスターの作成、の三つに関する費用の公費負担制度が未実施で、県内の23市の中、この三つの費用に関する公費負担を実施していないのは、本市を含めて3市のみという状況でした。

地震発生や津波襲来を想定した同報無線のサイレン吹鳴や、情報伝達訓練として携帯電話への緊急速報メールの一斉送信を計画しています。

携帯電話の緊急速報メールは、端末の設定によってはマナーモード設定中でも音が鳴りますので、注意してください。

サイレン吹鳴や緊急速報メールの送信

- ・住まいの耐震化
- ・備蓄品や非常持出品の点検
- ・家具などの転倒防止の確認
- ・地域の避難場所の確認
- ・家族間での安否確認や連絡方法の確認

総合防災訓練 8月27日㈰ 午前9時訓練開始

●訓練事前広報 8月26日㈯

午後7時30分 同報無線で訓練事前広報を放送します

●訓練実施日 8月27日㈰

午前6時50分	同報無線で訓練実施（中止）のお知らせ
午前9時	訓練地震発生・訓練開始「サイレン1分間吹鳴」
午前9時5分	訓練大津波警報
正午ごろ	同報無線・緊急速報メール配信で訓練警報発令のお知らせ

税金

あなたの税金が市を支えています
納期限内の納付にご協力を

問い合わせ 納税課 大石 ☎ (23) 0022

められない場合には、放置せずに必ず納税課に相談してください。
病気や失業など一時的に納付が困難になった場合は、納税相談に応じています。相談では、現在の収入状況や生活の様子などを聞き、今後の納付計画を立ててなど納付の手助けをしています。

持さんの税金は、教育や福祉、道路河川、防災、環境などさまざまな分野で使われ、安心して暮らせるまちを支える大切な財源です。
納期限は、税金の種類ごとに定められ、納期月の末日となります。（12月は28日、月末が土日祭日の場合は次の平日、固定資産税第3期に関しては1月4日）

納付方法は、事前に登録した口座から自動的に引き落としをする「口座振替」と、指定金融機関窓口やコンビニなどで納める「現金納付」があります。
口座振替は、納め忘れがなく安心で、市税の他にも介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料、保育料の納付も利用できます。

市議会議員選挙の実績などを考慮し、本市の実情に合わせた公費負担とするよう考慮したものです。
納付期限までに納付がなかつた場合は、督促状や催告状で納付をお願いしています。事情により納付が困難な場合は早めに相談して下さい。
市納税課や相良窓口課、市内の指定金融機関窓口にある「口座振替依頼書」を、金融機関に提出してください。

▼候補者が供託金を没収された場合は、この制度の対象とはなりません。
▼候補者の利便性向上のための検討（電子納付など）
▼納税者の状況に応じた納付計画を考える納税相談
▼厳正な滞納整理の実施
市では、税負担の公平性を保つために預貯金や給与、生命保険などの財産調査を行い、適切な滞納処分をします。
差し押さえられた財産は、オーナーのクレジットにより換価して滞納分に充當されます。

問い合わせ 牧之原市選挙管理委員会事務局（総務課）瀧井 ☎ (23) 0050

事業概要

事業名	子どもの学習支援事業
実施内容	勉強や学習の機会を提供
実施期間	平成29年8月～平成30年3月
対象者	市内の中学生
収入要件	原則として世帯年収300万円以下（給料明細の提出や税情報取得に同意）
学習	・市内において週1回、2時間 ・補習を主な内容として、講師から指導を受ける（5教科） ・月1回、家庭訪問により進路指導や生活上の相談を受け付ける
費用	無料（必要な生徒には送迎あり）
申込方法	社会福祉課へ電話（追って保護者や生徒と面談の上、決定） 随時、申し込みを受け付け（途中からの参加も可能）
問い合わせ	社会福祉課 ☎ 0078（平日の午前8時15分から午後5時まで）

次世代を担う子どもたちに、適切な教育の機会を提供することは、何よりも大切なことです。
しかし、不安定な雇用情勢や派遣切りなどを背景に、「子どもを塾などに通わせたいが、ゆとりがない」「金銭的余裕がなく学習書などを与えてあげられない」などの理由により、子どもに十分な学習の機会を提供してあげることが

できない家庭があります。
市ではこうした家庭の子どもたちに、大人になって自立した生活が送れるよう、勉強や学習の機会を提供します。学力の向上により高校に進学し、さらにはその後の高校中退を防ぎ、学歴の向上や生活の自立にもつながります。
希望する家庭は、事業概要を参考し、申し込みをお願いします。

福祉

8月から「子どもの学習支援事業」スタート！
問い合わせ 社会福祉課 福田 ☎ (23) 0078

市営住宅の申込資格

▼申込方法 建設管理課にある申込書に必要な書類を添えて直接申し込みます。
①住宅に困っている
②市内に在住または在勤である
③同居する家族がいる
④入居を希望する世帯員全員の収入合計が基準以内である
⑤市税に滞納がない
⑥連帯保証人がいる
⑦健康保険に入っている
⑧団地や自治会の行事に参加できる
⑨暴力団員でない
⑩近所付き合いができる

市営住宅一覧（平成29年7月3日時点）

住宅名	所在地	建築年	空き戸数	間取り	設備（持ち込み）	問い合わせ	建設管理課
菅ヶ谷団地	菅ヶ谷、218番地1	昭和63年～平成元年	13戸（全52戸）	3DK（6畳和・6畳和・6畳洋）	換気扇・網戸		
ハイツ地頭方団地	地頭方、473番地	平成7年～平成9年	22戸（全54戸）	3LDK（6畳和・6畳和・6畳洋）	換気扇・網戸		
静波団地	静波、75番地1	昭和53年	3戸（全24戸）	3DK（6畳和・6畳和・4.5畳和）	換気扇・風呂釜・浴槽・給湯器・網戸		
三栗団地	静谷、762番地1	昭和61年	3戸（全12戸）	3DK（6畳和・6畳和・6畳和）	換気扇・浴槽・給湯器・網戸		
湊団地	勝俣、2061番地1	平成2年	7戸（全24戸）	3DK（6畳和・6畳和・6畳洋）	換気扇・浴槽・網戸		
牧之原団地	布引原、270番地	平成8年	12戸（全28戸）	2LDK（6畳和・6畳和）		☎ (23) 2627	

住宅

市営住宅の空き部屋について
入居希望者を募集します
問い合わせ 建設管理課 西谷 ☎ (23) 53

物件登録は企画政策課で
物件登録は、隨時行っています。
市が物件情報の提供を行うことにより、多方面へ情報が提供され、また、その情報についての安心感から多くの閲覧が見られます。
物件登録は、市と協定を締結する仕組みです。

市が物件情報の提供を行っています。市は情報提供のみ行います。物件の売買・賃貸借の仲介、交渉、契約などには関与しません。また、市は物件の管理も行いません。た空き家・空き地の物件情報を市が提供する仕組みです。

物件登録は、企画政策課で市内に一戸建ての住宅や宅地として利用できる土地をお持ちで、賃貸または売却を希望される人は「空き家・空き地バンク」への登録をお願いします。

登録の申し込みについては、企画政策課まで相談してください。
物件情報は、企画政策課（棚原庁舎5階）や都市計画課（相良庁舎2階）、市営住宅の空き部屋について問い合わせ 建設管理課 西谷 ☎ (23) 53

登録の対象となる空き家は、良好な管理状態で、現状で居住可能な物件に限ります。
登録の対象となる空き地は、宅地または雑種地に限ります。農地や山林などは対象外です。
事業用物件（店舗や工場、倉庫、用地など）は対象外です。
空き家・空き地バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合は、仲介業者に対し法律で定められた仲介手数料の支払いが必要となります。
＊詳細はホームページ内をご覧ください。

▼個人情報の取り扱いについて
市民の皆さんの個人情報を適正に管理し、市政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。
皆さんに信頼される市政を実現することを目的としています。
▼情報公開制度
市民の皆さんの個人情報を適正に管理し、市政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。
▼個人情報保護制度
市民の皆さんの個人情報を適正に管理し、市政の執行に当たり必要な情報（個人情報取扱事務登録簿）に登録するとともに、適正な管理に努めています。この登録簿は情報公開コーナーで誰でも見ることができます。
▼設置場所（情報公開コーナー）
棚原庁舎2階市民ラウンジ
相良庁舎1階ロビー

個人情報保護条例に基づく実施状況 保有個人情報開示実施状況（平成28年度）

開示請求延人数	2人
実人数	2人
開示請求件数	2件
開示・部分開示件数	全部開示 0件 部分開示 1件
非開示件数	0件

＊個人情報の訂正や利用の停止を求める請求はありませんでした。

市情報公開条例に基づく実施状況 文書開示実施状況（平成28年度）

開示請求延人数	31人
実人数	15人
開示請求件数	31件
開示・部分開示件数	全部開示 30件 部分開示 1件
非開示件数	0件

＊非開示にされている部分は主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する文書が存在しないときも非開示となります。

物件

登録された物件情報は市ホームページなどで閲覧できます。
問い合わせ 企画政策課 大倉 ☎ (23) 0040

情報

平成28年度 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況
問い合わせ 管理情報課 萩原 ☎ (23) 0055